

宜野湾市立大山幼稚園 いじめ防止基本方針

宜野湾市立大山幼稚園

園長 比嘉 秀次

1. はじめに

いじめは、いじめを受けた幼児の心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命または心身に重大な危険性を生じるおそれがあるものである。幼児期においても、いじめは起こりうる、どの幼児も被害者にも加害者にもなりうるという共通の認識に立ち、幼児の尊厳を保持することを目的とし、保護者、地域住民、関係機関と連携を図り、いじめの防止・早期発見、いじめへの迅速で的確な対応を園全体で取り組むものとする。また、目まぐるしく変化する時代を背景に不断の見直し・改善を行い、園児が安心して園生活を送れるよう関係機関が連携し、いじめ防止等について着実に推進していくものとする。

この基本方針は、「いじめ防止対策推進法」（平成25年法律第71号）において、幼稚園や未就学児は対象外とされているが、「いじめ防止のための基本的な方針」（平成25年10月11日文科科学大臣決定）、沖縄県いじめ防止基本方針（平成26年9月30日策定、令和5年4月1日改定）宜野湾市いじめ防止基本方針（平成27年11月策定）に準じて、宜野湾市立大山幼稚園におけるいじめの防止、いじめの早期発見、いじめへの対応等、いじめの防止等全体に係る内容を定める。

2. 目的

本基本方針は、大山幼稚園に通う園児に対するいじめ防止に係る基本理念および債務を明らかにし、すべての園児が安心して充実した園生活を送ることができる保育環境を築くことを目的とし策定する。

3. いじめの定義（準用）

「いじめ」とは、児童等に対して、当該園児等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

4. 基本的な考え（幼児期におけるいじめについて）

幼児期は、人とのかかわりあいの基礎となる力をはぐくむ時期であり、他者と様々なかかわりは、発達に必要な経験である。日常で起こる様々ないざこざを、丁寧に見守り適切な支援を行いながら、幼児が自ら考え、自分の気持ちを伝えたり、相手の気持ちを想像したりすることができる心情や態度を育てていくことが重要である。また、集団生活を営む園生活の中で生じる、幼児同士のさまざまないざこざや友達関係づくりのつまりきは、成長過程で必要不可欠であることを、保護者へ丁寧に伝えていく必要がある。

但し、いざこざの範囲を超え、相手に与える苦痛が頻繁で執拗なものについては、いじめと認識をし、保護者とともに、必要に応じて関係機関と連携を図りながら、日常的に適切な援助を組織的に行い、幼児がよりよい人間関係を築き、安心して園生活を送れるようにすることが基本とする考え方である。

5. いじめの防止等に対する基本姿勢

(1) 幼児理解

- ・日々の保育の中で、一人一人の幼児の言動を観察し、友だちとのかかわり方や気持ちの状態をつかむ。
- ・全職員で幼児を見守り、支援を行という共通理解のもと、幼児の行動や変化などの情報交換を行い、幼児理解に努める。

(2) 社会性や思いやりの心を育む集団づくり

- ・幼児同士のいざこざや気持ちのすれ違いについて、個々の幼児の気持ちを聞き取り、保護者と幼児が解決の方法を共に考えられるようにする。
- ・日々の保育の中で、「相手に対してやってはいけないこと」に気づくよう丁寧に対応し、思いやりの心や善悪の判断の基盤が育つようにする。

(3) 教職員間の共通理解と保護者・地域・関係機関との連携

- ・日頃から幼児の気になる言動について、情報を共有し、確認し合うことでいじめについての認識のずれが生じないようにする。
- ・幼児期のいじめの捉え方や保育の方針などを保育参観時等で保護者、地域に説明し、いじめについて教師と保護者・地域が共通理解のもと、幼児の発達段階に沿いながらいじめをしない心を幼稚園・地域全体で育てていく。

6. いじめの対策組織

「いじめ(防止)対策委員会」を設置すると共に、定例開催し、必要に応じて臨時会議を開催する。

(1) 構成

園長・副園長・他教職員

※必要と認める場合は、構成員以外の関係者(園評議員)を招集する。

(2) 開催

①定例会:月1回の職員会議後に開催

②臨時委員会:必要に応じて開催

(2) 内容

【早期発見】

- ・日常的に園生活の見取りや情報交換を行い、いじめ防止策や対応を話し合う。
- ・職員がいじめに対する研修及び意識高揚

【早期対応】

- ・いじめの疑いと考えられる情報があった時には、緊急会議(臨時委員会)を開いて、情報の迅速な共有、事実関係の聴取、関係機関との情報、意見交換を行い、対応策を検討し問題の解決に努める。
- ・いじめに係る情報を適切に記録しておく。
- ・いじめの有無の確認を行うための処置や、いじめを受けた園児またはその保護者への支援、いじめを行った園児への指導またはその保護者への助言に当たっては、説明や報告の都度、意向を確認しながら対応を進める等、お互いの共通理解の下に行われるように配慮する。

・市教育委員会へ報告すると共に、事案の内容によっては、近隣の小中学校、児童相談所や警察等の関係機関とも連携して対処に当たるものとする。

7. いじめ未然防止(いじめに限らず園として大切にしたいこ)

- (1) 心の「土台」を培い、心にエネルギーを供給するために、教育活動全体を通して心を育てる教育を推進する。
 - ・なかよし体験の充実
 - ・かわいがられる、やさしくされる「人間っていいな」体験の充実
 - ・みんなできると、みんなですると楽しい、「みんなから認められる」体験の充実
 - ・達成感・成就感が感じられる「喜び・嬉しさ」体験の充実
 - ・いやな思い、失敗からの成功、立ち直り等の体験の充実
 - ・心を開く、気持ちを発散する、安心できる、ほっとできる環境づくりの充実
 - ・心のエネルギーが湧いてくるような人的・物的環境の充実
- (2) 仲間と共に一緒に生きていく・生活していくために、教育活動全体を通して社会生活、集団生活のスキルを育てる。
 - ・気持ちを伝えるコミュニケーション力
 - ・自己コントロール(状況判断から問題解決)
 - ・人と関わる、人を思いやる心
- (3) 身近な生物や命と関わる環境づくりを推進する。(命を大切に教育)
- (4) 幼児のよきモデリングとなるよう、教職員の言動や振る舞いについても十分に注意を払い、園児を傷つけたり、いじめを助長したりすることのないようにする。

8. いじめの早期発見

- (1) 園生活における幼児の変化、サインを見逃さないように努め、教職員間の情報交換を綿密に行う。
- (2) 日頃から信頼関係を築き、悩みや不安、心配なことがあれば相談するように働きかけ、いじめを訴えやすい園づくりを推進していく。
- (3) 懇談会や面談、お便り・HP等を通して、いじめ防止について保護者に啓発を行う。

9. いじめへの適切かつ迅速な対処

- (1) いじめを発見し、または相談を受けた場合には、速やかに園生活における幼児の変化、サインを見逃さないように努め、教職員間の情報を交換する。
- (2) 日頃から信頼関係を築き、悩みや不安、心配なことがあれば相談するように働きかけ、いじめを訴えやすい園づくりを推進していく。
- (3) 懇談会や面談、お便り・HP等を通して、いじめ防止について保護者に啓発を行う。

10. 家庭や地域との連携

- (1) 日々の保育活動を通して、普段から保護者・家庭・地域との信頼関係を構築すると共に、幼稚園が取り組むいじめ防止対策に限らず、日頃の園児の様子について、園だより・HP等で保護者・地域に日々お知らせするように努める。
- (2) 入学前の幼児・保護者に対しても、入学前保護者説明会等いろいろな機会を捉えて、いじめ防止対策に限らず、日頃の園児の様子についてお知らせする。
- (3) 保護者対象に、園児理解、発達理解、「いじめ」理解等に関する説明会・研修会等の場をつくった

り案内したりする。

- (4) より多くの小学生をはじめ、地域の人と関わることのできるような交流活動を大切にすると共に、地域の行事にも参加を促すようにする。

11. 関係機関や地域の小中学校との連携

- (1) 真志喜中学校区の保育所、幼稚園、児童館、小中連携を推進すると共に日頃の子どもたちの情報共有を図る。
- (2) 市教育委員会指導課、子育て支援課、福祉課、地域民生委員、校区自治会等との連携を推進すると共に、園の行事参観を通して日頃の子どもたちの様子を見守り共有する。

12. いじめ発生時の対応

(1) いじめの事実確認(いじめられた側に立って)

①情報収集を迅速に行う。

- ・報告のフロー：発見者(いじめが疑われる言動等)⇒担任⇒副園長⇒園長
- ・事実確認の把握：原則として複数の職員で正確かつ迅速に行う。

②いじめを受けた幼児の安全、安心を確保

③教職員間における共通理解を図り、指導の方針や役割分担等を確認し、対応に当たる。

④保護者、いじめ防止対策委員会、関係機関等との適切な連絡と連携を図る。

(2) 保護者への連絡と支援と助言

①いじめが確認された場合は、保護者に事実関係を伝え、いじめを受けた児童とその保護者に対する支援や、いじめを行った児童の保護者に対する助言を行う。

②事実確認により判明した、いじめ事案に関する情報を保護者に適切に提供する。

(3) 保護者の対応

①いじめられた側の保護者

- ・子供を守る強い姿勢を見せること、子供の話にしっかりと耳を傾けることで事実や心情の把握に努める。
- ・問題解決へ向けた学校方針への理解と協力

②いじめた側の保護者

- ・いじめられた児童を守る対応をすることへの理解
- ・事実の冷静な確認と子どもの言い分にしっかりと耳を傾ける。
- ・被害児童・保護者への適切な対応(謝罪等)
- ・問題解決へ向けた学校の方針への理解と協力

(4) 「つなぐ」対応 宜野湾市教育委員会・関連機関との連携

①いじめにより園児の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあるなどの重大事態が初声した場合は、速やかに宜野湾市教育委員会に報告し、その後の調査の仕方などの対応を相談する。児童や保護者からいじめにより重大事態に至ったという申し出があった場合も同様とする。

②いじめ内容が犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは、宜野湾市警察署(少年課)と連携する。

③市教育委員会が学校に行う責務

○学校への通報

学校の教職員、宜野湾市の職員等で園児保護者からの相談に応じる者及び園児の保護者は、幼児からいじめに係る相談を受けた場合で、いじめの事実があると思われるときは、当該園児が在籍する幼稚園へ通報等の適切な措置をする。

(5) 重大事態への対応について

重大事態の発生について

○「生命・心身に重大な被害が生じた疑いがある場合」

- ・身体に重大な障害を負った場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合
- ・精神性の疾患を発症した場合

○「相当の期間幼稚園を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合」

- ・年間30日を目安とする。
- ・一定期間連続して欠席をしている場合は、迅速に調査に着手する。

【学校が調査主体の場合】

宜野湾市教育委員会の指導・助言のもと、以下の対応に努める。

○園の下に、重大事態の調査組織「園いじめ防止緊急対策委員会」設置



○「園いじめ防止緊急対策委員会」で、事実関係を明確にするための調査を実施



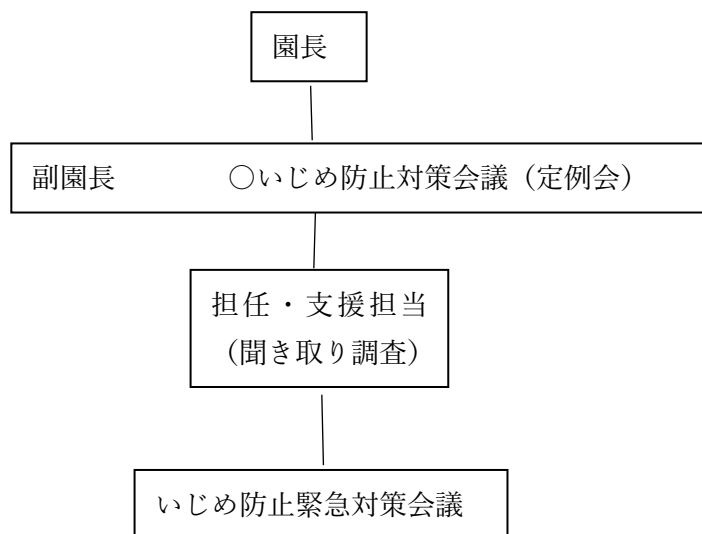
○いじめを受けた児童及びその保護者に対して情報を適切に提供



○調査結果を、宜野湾市教育委員会へ報告



○調査結果を踏まえた必要な措置



具体的ないじめの態様(例) 小学校いじめ防止基本方針より抜粋

ア、冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる

- ・身体や動作について不快なことを言われる。
- ・存在を否定される。
- ・嫌なあだ名をつけられ、しつこく呼ばれる。

イ、仲間外れ、集団による無視をされる。

- ・対象の子が来ると、その場からみんないなくなる。
- ・遊びやチームにいれない。
- ・席を離される。

ウ、軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。

- ・体を小突かれたり、さわって知らないふりをされる。
- ・遊びと称して対象の子が技をかけられる。

エ、ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。

- ・殴られ、蹴られるのが繰り返される。

オ、金品をたかられる。

- ・脅され、お金や持ち物を取られる。

カ、持ち物を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりされる。

- ・うわばきやかばんを隠される
- ・くつ等に画びょうやガム等入れられる。
- ・写真や鞆等を傷つけられる。

キ、嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。

- ・万引きやかつあげを強要される。
- ・大勢の前で服を脱がされる。
- ・意に反して、教師や大人に暴言を吐くよう強要される。

ク、パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことされる。

- ・パソコンや携帯電話等での掲示板、ブログに恥ずかしい情報や嫌なことを載せられる。
- ・いたずらや脅迫メールが送られる。

ケ、性的いたずらをされる

- ・スカートをめくられる、ズボンを下ろされる、無理やりキスをされる。
- ・胸を触られる、裸にされる、性器を触られる。
- ・性的な写真をネット上などで公開される等